

令和6年度給与改定について

1 本市一般職の給与改定について

(1) 国・県の動向等

	動 向	改定内容
国	・ 人事院勧告のとおり改正給与法を12月17日に可決 (改定差額を12月27日に支給済み)	・ 月例給 平均3.0%増 ・ 期末・勤勉手当 0.1月分増
県	・ 県人事委員会勧告のとおり改正給与条例を1月 17日の県議会臨時会で可決 (改定差額を1月下旬に支給)	・ 月例給 平均2.68%増 ・ 期末・勤勉手当 0.1月分増

(2) 本市の対応

国、県の動向等を踏まえ、以下の給与条例改正案を2月4日臨時会に提出

給料月額 平均 **2.60%** (9,649 円) **引上げ**
初任給及び若年層に重点を置いた改正
最高引上げ額：26,900 円/月 (短大卒1年目 1級21号俸)

期末・勤勉手当 年間支給割合を **0.1 月引上げ**
4.5月→4.6月 (6月・12月：各+0.05月)

※臨時会での条例改正案議決後、2月中に改定差額を支給予定 (会計年度任用職員含む)

2 本市特別職 (市長、副市長、議員等) の期末手当の改定について

(1) 県の動向等

	動 向	改定内容
県	・ 改正条例を1月17日の県議会臨時会で可決 (改定差額を1月下旬に支給)	・ 期末手当 0.05月分増

(2) 本市の対応

県に準じ、以下の条例改正案を2月4日臨時会に提出

期末手当 年間支給割合を **0.05 月引上げ**
3.4月→3.45月 (6月・12月：各+0.025月)

※臨時会での条例改正案議決後、2月中に改定差額を支給予定

改定による差額 (0.05月分)					(円)
	市長	副市長	議長	副議長	議員
改定前	5,408,210	4,432,070	3,608,760	3,224,220	2,987,580
改定後	5,487,742	4,497,246	3,661,830	3,271,634	3,031,514
差 額	79,532	65,176	53,070	47,414	43,934